

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月27日（平成29年（行情）諮問第523号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第506号）

事件名：福岡労働局における業務量の調査等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「業務体制の構築・変更，各部署の人員配置数（非常勤職員含）の決定・変更，組織・機構改正，機械設備の導入等に関して，業務量や作業量の調査や検討等を行った際の文書。」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，別紙に掲げる文書を特定し，更に該当するものがあれば，これを特定し，改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年9月19日付け福岡労開第85号により福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

行政機関が定員数等を意思決定するためには，各種方針や行政ニーズ，必要となる事務量等を検討し，局内や関係機関と調整等を行うプロセスが最低限必要となる。他行政機関（厚生労働省関連機関以外）に同文言で開示請求を行ったが，詳細に事務量等を計算して業務体制や各部署職員の定員数等を決定していることがわかる文書が開示されており，これまで不開示決定となった案件はなかった。福岡労働局においても特定すべき文書が存在すると思われる。

##### （2）意見書

常勤職員や非常勤職員の業務体制の構築・変更や人員数の配置等を意思決定するためには，行政ニーズ，利用者数等の把握や行政サービスを提供するために必要な業務量，事務量を調査・検討，計算し，省内や行

政機関同士の調整が必要となります。厚生労働省本省が地方支分部局から情報提供を受けることなく、人員数配置等に関する全ての情報を把握できるわけではなく、地方独自のニーズや地方自治体との政策協調、災害対応などの対応するため、地方支分部局から本省へ要求等を行う必要性があります。また、厚生労働省の定員細則等の範囲内で、それぞれの地方支分部局で重点施策等や各労働局の人材に応じて人員配置の変更等を行うことがあります。それぞれの部署においても業務方針の変更や、システム導入に伴う人員異動など、定められた定員数の中で、人員数配置や業務体制等の変更が発生することもあります。理由説明書（下記第3の3。以下同じ。）のなかにも「都道府県労働局に置かれる課若しくは室、労働基準監督署又は公共職業安定所といった組織ごとに配置される人員数に上限等は設けられていない」（労働局の裁量の余地がある）とあります。非常勤職員をどのように配置して業務成果を出すかなどは、厚生労働省が判断するものではなく、労働局で判断が行われています。業務体制の構築・変更や人員数の配置等に関する意思決定は、組織運営・業績等に大きな影響を与える意思決定であり、多額の予算措置が必要であることもあります。その主要な意思決定過程をなにも文書に残さないということは、通常の行政組織では考えられません。複数の地方支分部局に同文言の請求を行いました。が、「組織・定員要求に関する文書」「新規事務量の積算」等が開示されており、不開示となった案件がありませんでした。また、都道府県労働局では、非常勤職員を採用する際には、「庁費支弁非常勤職員の任用に関する取扱い」等の要領があり、年間の採用計画等を立てることになっています。このような際に、なにも業務量や作業量等の検討をしないことは考えられません。非常勤職員についても、1人で年間数百万円の支出になります。

別の観点から考えても文書が一つも存在しないとすれば不自然です。例えば、福岡労働局のような大規模地方支分部局であると、常勤職員だけで、年間70億円を超える人件費が計上されます。非常勤職員に関しても多額の人件費（諸謝金）が計上されています。多額の人件費が計上されているということは、それだけの業務量等が必要ということで、計上されているのだと思います。（人件費は業務量×単価などで計算されます。）業務量の調査・検討・積算根拠等がないということは、この大きな金額の人件費の根拠もないと言わざるを得ません。大きな金額の根拠等がなければ、民主主義における健全な議論（費用対効果や何に重点的に税金を利用するかなど）が出来なくなりますし、一部で不正等を行っていても（例えば本来20人しか必要でない部署で40人を配置するなど）、国民から指摘することができません。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年8月22日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「業務体制の構築・変更、各部署の人員配置数（非常勤職員含）の決定・変更、組織・機構改正、機械設備の導入等に関して、業務量や作業量の調査や検討等を行った際の文書」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、平成29年9月19日付け福岡労開第85号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、同月30日付け（同年10月2日受付）で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 3 理由

### (1) 都道府県労働局の定員及び組織について

ア 定員とは、行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤職員の数であり、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和44年法律第33号）において、その総数の最高限度が定められている。

都道府県労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所を含む。）の定員については、その合計数が厚生労働省定員細則に規定されているが、都道府県労働局ごとの定員数についての定めはない。

イ 都道府県労働局及び都道府県労働局管内の労働基準監督署並びに公共職業安定所の人員配置については、厚生労働省定員細則により定められた都道府県労働局の総定員数を基に、厚生労働省から都道府県労働局長宛てにそれぞれの総数が通知されているのみであることから、都道府県労働局に置かれる課若しくは室、労働基準監督署又は公共職業安定所といった組織ごとに配置される人員数に上限等は設けられていない。

なお、都道府県労働局において採用される非常勤職員についても、厚生労働省から都道府県労働局宛てにその予定数が通知されるのみであり、都道府県労働局に置かれる課若しくは室、労働基準監督署又は公共職業安定所といった組織ごとに配置される人員数に上限等は設けられていない。

ウ 都道府県労働局に置かれる課若しくは室、労働基準監督署又は公共職業安定所といった組織については、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）及び厚生労働省組織規則により定められている。

エ 都道府県労働局が分掌する事務は全国斉一的に実施する必要がある、したがって、これらを実施する組織は厚生労働省本省において検討されるものであり、都道府県労働局ごとにその組織の在り方が検討されるものではない。

(2) 機械設備の導入等について

都道府県労働局の機械設備等の購入については、厚生労働省の予算項目のうち施設整備費を用いて購入しているところであるが、福岡労働局において、当該行政文書の保存期間内に機械設備等の購入を行っていない。

(3) 原処分 of 妥当性について

都道府県労働局の定員及び組織については上記(1)のとおりであり、都道府県労働局の組織は厚生労働省本省において決定されるものであり、また、各部署に配置する人員に上限等は設けられていないことから、請求者が求める行政文書が存在しないとしても、必ずしも不自然とまではいえない。

さらに、福岡労働局における機械設備等の購入については、上記(2)のとおりであり、請求者が求める行政文書は存在しない。

なお、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

このため、処分庁において、開示請求対象行政文書が存在しないとしても何ら問題なく、当該文書が存在しないとした原処分は妥当である。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において、「必要となる事務量等を検討し、局内や関係機関と調整等を行うプロセスが最低限必要となる。」として「処分庁においても特定すべき文書が存在すると思われる。」と求めているが、本件対象文書については、上記3(3)で示したとおりであるため、請求者の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は、棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月13日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年3月8日 審議
- ⑤ 平成31年3月19日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、処分庁において特定すべき文書が存在すると思われるとして、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、本件対象文書の保有の有無について、以下、検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書を保有していないことについて、理由説明書のとおり説明する。

(2) 一方、諮問庁は、別件諮問事件において、福岡労働局組織体制検討委員会の検討結果が記載されたものとして、別紙に掲げる文書を特定し、一部開示決定しているとのことであり、当審査会において、諮問庁から福岡労働局が保有する別紙に掲げる文書の提示を受けて確認したところ、福岡労働局管内における定員削減部署の選定に当たっての考え方や選定方法、定員削減部署等が記載されており、福岡労働局における業務体制、人員配置数等の変更に関して検討等を行った文書に該当すると認められる。

したがって、福岡労働局において、本件対象文書に該当するものとして、別紙に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、本件対象文書に該当するものが存在するのであれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、福岡労働局において、開示請求の対象として特定すべき文書として別紙に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

平成28年度福岡労働局組織体制検討委員会の検討結果について